

防災キャンプ推進事業実施要項

平成24年4月23日

学校教育局長決定

1 趣 旨

各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを実践する防災キャンプを実施することにより、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進する。

2 事業の実施主体

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）は、文部科学省の委託を受けて事業を実施する。

なお、事業の一部については、市町村またはその教育委員会（以下「市町村教育委員会等」という。）に再委託して実施する。

3 事業内容

上記1に示した趣旨のもと、以下の事業内容を実施する。

(1) 防災教育の観点に立った青少年の体験活動（防災キャンプの実施）

学校等を避難所とした生活体験や体験的な防災教育プログラムを実施する防災キャンプ（2泊3日程度）を実施する。

(2) 普及啓発等の実施

「全道防災教育研究フォーラム」を開催し、実践事例の発表等により成果の普及を図る。

また、WEBを活用したPR及び広報誌の活用等により、青少年教育関係者等に対して事業成果を普及する。

4 事業の実施方法

(1) 道教委は、上記3の円滑な実施を図るため、道教委、市町村教育委員会等、関係機関及び学識経験者等により構成する「事業運営会議」を設置する。

(2) 道教委は、上記3（1）の実施に当たり、市町村教育委員会等に事業の実施を再委託する。

(3) 市町村教育委員会等は、上記3（1）を実施するとともに、再委託事業の内容及

び進捗状況及び成果等を事業運営会議に報告する。

(4) 道教委は、事業運営会議において集約した市町村教育委員会の実践結果等を踏まえ、「全道防災教育研究フォーラム」を開催し、普及・啓発等を行う。

なお、市町村教育委員会等は、全道防災教育研究フォーラムにおいて、再委託事業に係る実践発表を行う。

5 市町村教育委員会等への再委託期間

委託期間は、原則として委託した日から当該年度の2月10日までとする。

6 市町村教育委員会等への再委託手続

道教委は、市町村教育委員会等からの申請に基づき、予算の範囲内で、実施市町村教育委員会等を選定の上、市町村教育委員会等へ事業を再委託し、市町村教育委員会等において事業を実施する。

(1) 本事業の実施を希望する市町村教育委員会等は、別紙Ⅰ-iによる事業実施申請書及び別紙Ⅰ-iiによる事業実施計画書を作成し、道教委あて申請する。

(2) 道教委は、申請のあった事業実施申請書及び事業実施計画書を審査した上で、本事業を実施する市町村教育委員会等を決定する。

(3) 道教委は、審査の結果、決定した市町村教育委員会等と委託契約を締結する。

7 市町村教育委員会等の事業実施に係る留意事項

(1) 防災キャンプは、参加する児童・生徒の保護者や地域住民等の参画を得て実施すること。

(2) 防災キャンプの実施に当たっては、行政や学校等、単一機関が主体となるのではなく、行政はもとより学校、PTA、消防関係機関、社会福祉協議会、青少年教育団体及び地域の自治会等、関係機関と連携を図ること。

(3) 道教委において東日本大震災被災地に派遣した教職員等、被災地での対応に識見を有する者の積極的な活用を図ること。

8 市町村教育委員会等の再委託経費

(1) 道教委は、予算の範囲内で、市町村教育委員会等における事業の実施に必要な経費（別表に定める経費項目とする。）を委託料として、下記11に定める委託料の額の確定後、市町村教育委員会等の請求により支払うものとする。

(2) 契約締結及び支払を行う場合には、道の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従

い、経費の効率的な執行に努めること。

- (3) 本事業の実施過程において、事業実施計画を変更する必要があるときは、速やかに道教委に報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、事業実施計画書中、委託経費の内訳において、経費の内訳の変更による経費区分間の流用で、経費区分間で増減する額が委託料の総額の20%を超えない場合は、この限りではない。

- (4) 委託料の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、本委託事業を実施した翌年度から5年間保存すること。

9 市町村教育委員会等からの再々委託

市町村教育委員会等は本事業の一部又は全部を第三者に委託することはできない。

10 事業完了の報告

- (1) 市町村教育委員会等は、別紙Ⅱ－iによる委託事業完了（廃止等）報告書、別紙Ⅱ－iiによる事業実施報告書及び別紙Ⅲによる収支精算書を作成し、事業終了後20日を経過した日又は当該年度の2月20日のいずれか早い期日までに、道教委に提出するものとする。

なお、委託事業完了（廃止等）報告書等については、道教委において、その集録を編集し、公表することができるものとする。

- (2) 道教委は、上記（1）で定めるほか、取組について事例の提供等を求める場合がある。

11 市町村教育委員会等への再委託額の確定

- (1) 道教委は、上記10により提出された委託事業完了（廃止等）報告書等について、検査及び必要に応じて実地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託料の額を確定し、委託先に対して通知するものとする。

- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した実支出額又は委託金額のいずれか低い額とする。

12 その他

- (1) 道教委は、必要に応じ、事業の実施状況及び経費処理状況について、実態調査を行う。

(2) 道教委は、委託した事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

附 則

この要項は平成24年4月23日から施行する。